

# 北九州市公報

発 行 所  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北 九 州 市 役 所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する地縁による団体の認可【  
市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】

2

北九州市告示第143号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する地縁による団体を次のとおり認可した。

令和元年8月5日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

京良城第一町会

2 規約に定める目的

地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に寄与すること。

3 区域

北九州市八幡西区京良城町1番8号から14番46号まで

4 主たる事務所

北九州市八幡西区京良城町7番23号

5 代表者の氏名

川内純子

6 代表者の住所

北九州市八幡西区京良城町9番17号

7 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

代表者の職務執行の停止の有無 なし

職務代行者の選任の有無 なし

8 代理人の有無 なし

9 規約に定める解散事由

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならないこととする。

10 認可年月日

令和元年8月5日